慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | 差額地代の源泉についての一考察 |
| Sub Title | A study of the source of differential rent |
| Author | 寺出, 道雄 |
| Publisher | 慶應義塾経済学会 |
| Publication year | 1980 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.73, No.4 (1980. 8) ,p.542(44)- 555(57) |
| JaLC DOI | 10.14991/001.19800801-0044 |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19800801-0044 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 差額地代の源泉についての一考察

寺　出　道　雄

(一)問　題
(二)土地条件に関する市場生産価格決定の機構
(三)差額地代の源泉
(四)結　論

## (一) 問　題

マルクスは，『資本論』第三部第39章「差額地代の第一形態」で，「差額地代一般について言っておきたいのは，市場価値がいつでも生産物量の総生産価格を越えているということである」[1]とのべ，「10クオーターの総生産物が600シリングで売られるのは，1クオーター当り60シリングというA（最劣等地——引用者）の生産価格によって市場価格が規定されているからである。ところが……10クオーターの現実の生産価格は240シリングである」[2]という例をあげて，次のように展開する。

「これは，資本主義的生産様式の基礎の上で競争の媒介によって実現される市場価値による規定である。この規定は，ある虚偽の社会的価値を生みだす。これは，土地生産物が従わされる市場価値の法則から生ずる。……社会の資本主義的形態が廃止されて社会が意識的な計画的な結合体として組織されているものと考えてみれば，10クオーターは，240シリングに含まれているのと同じ量の独立な労働時間を表わしているであろう。したがって，社会はこの土地生産物を，それに含まれている現実の労働時間の二倍半で買い取りはしないであろう。したがってまた土地所有者という階級の基礎はなくなってしまうであろう。……それだから，——現在の生産様式は維持されるとするが，差額地代は国家のものになると前提して——他の諸事情が変わらなければ土地生産物の価格は同じままであろう，と言うのは正しいとしても，結合体が資本主義的生産にとって代わっても生産物の価値は同じままであろう，と言うのはまちがいである。同じ種類の諸商品の市場価格は同じだということは，資本主義的生産様式の基礎の上で，また一般に個々人のあいだの商品交換にもとづく生産の基礎の上で，価値の社会的な性格が貫かれる仕方である。消費者として見た社会が土地生

注(1) K. マルクス『資本論』マルクス＝エンゲルス全集刊行委員会訳　大月書店　1968年　⑥p. 851.
(2) 同上，p. 851～852.

産物のために過多に支払うもの，それは土地生産での社会の労働時間の実現のマイナスをなすのであるが，それが今では社会の一部分にとっての，土地所有者にとってのプラスをなすのである[3]」。

そして，ここでのマルクスの展開は，その草稿特有の難解なものであるため，差額地代の源泉の性格に関し，二つの見解を生みだすことになった。いわゆる「生産説[4]」と「流通説[5]」である。前者によれば，それは当該部門で形成された剰余価値の実現されたものであるとされ，後者によれば，それは社会全体で形成された剰余価値が，流通を通じて分配されたものとされるのである。

しかしながら，ここで注目されなければならないことは，第39章でのマルクスの展開が，生産価格の次元と価値の次元が錯綜したまま行なわれているということである。「虚偽の社会的価値」という概念は，「生産物量の総生産価格」・「現実の生産価格」が，直接に「市場価値」と量的に比較されることによって設定されているのである[6]。

だが，地代論は，生産価格論の展開を媒介として，生産価格の次元において展開されるべきものであった。差額地代の源泉の問題の考察もまた，生産価格の次元において，後述のように，『資本論』においては欠落している，土地条件の生産における充用が問題である場合の市場生産価格決定の機構の解明の上でなされなければならないのである[7]。

## (二) 土地条件に関する市場生産価格決定の機構

### (1)

『資本論』においては，第三部第38章「差額地代・総論」において，差額地代の「一般的性格[8]」について展開が行なわれている。

土地条件が問題である場合の市場生産価格決定の機構を明確化する場合，それは何よりも，差額地代の「一般的性格」を明らかにする本章でなされなければならないものであろう。そこで，第38章でのマルクスの展開を検討してみよう。

マルクスは，第38章において，まず，次のような設例を行なう。

「われわれは，一国の工場の大多数は蒸気機関によって運転されるが，ある少数のものは自然の落流によって運転される，と想定しよう。その生産部門での生産価格は，100という資本が費やさ

注(3) 同上，p. 852～853.

(4) その典型的主張として，飯田繁『社会的労働の理論と差額地代』大阪市立大学『経済学年報』第一集抜刷 をあげることができる。

(5) その典型的主張として，向坂逸郎『地代論研究』改造社 1948年 をあげることができる。

(6) 日高普『地代論研究』時潮社 1962年 p. 114～116参照。

(7) 問題を，「価値として論ずるなら論ずるだけの必然性がなければならないが，ここでそれをみいだすことはどうしても不可能である。価値の次元への移行の必然性は論証できない」。(同上，p. 116)

(8) K. マルクス『資本論』⑥ p. 826.

れている商品量について115だと想定しよう。15%の利潤は，100という消費された資本にたいしてだけではなく，この商品価値の生産に充用されている総資本にたいして計算されている[9]」。

「特定の数量関係はここではまったくどうでもよいのだから，われわれはさらに，水力で運転される工場での費用価格は100ではなくたった90だと仮定しよう。これらの商品の大量の市場規制的生産価格は，15%の利潤を含めて115だから，自分の機械を水力で運転する工場主たちもやはり115で売るであろう。すなわち市場価格を規制する平均価格で売るであろう。したがって，彼らの利潤は15ではなく25になるであろう。規制的生産価格は彼らに10%の超過利潤をあげることを許すであろう。こういうことになるのは，彼らが自分の商品を生産価格よりも高く売るからではなく，生産価格で売るからであり，彼らの商品が，例外的に有利な条件のもとで，つまりこの部面で支配的な条件の平均水準よりもすぐれた条件のもとで，生産されるからであり，言い換えれば彼らの資本がそのような条件のもとで機能するからである[10]」。

マルクスによれば，この自然の落流を動力として用いる生産者の超過利潤は，流通過程での取引や市場価格の偶然的な変動の結果としてもたらされる超過利潤とは区別されるものであり，その点において特別剰余価値にもとづく超過利潤と同一性をもつものである[11]。それでは，それは，特別剰余価値にもとづく超過利潤とどのような点において差異性をもつのであろうか。

この場合，マルクスによれば，落流の生産的充用からもたらされる超過利潤の特質を，自然力の充用一般から展開することはできない。なぜならば，蒸気力での生産においても，蒸気力という自然力の充用が存在することは同様なのである。したがって，その特質は，自然力一般からは区別される，落流に代表されるような自然力の性格から展開されるべきものであろう[12]。

マルクスは，その点を，落流に代表されるような自然力が，諸資本の生産条件改良の競争においてもたらす問題との関連から明らかにしようとするのである。

すなわち，特別剰余価値に基づく超過利潤が問題である場合，その超過利潤の基礎は「資本」そのものにあるのであり，そうした「資本」そのものに起因する生産条件の不均等は諸資本の競争によって解消されるものである。

---

注(9) 同上，⑥p. 826.

(10) 同上，⑥p. 827. なお，ここにはマルクスの計算違いがあり，「落流」で生産する資本の超過利潤は，正確には，費用価格に対し約13%である。

(11) 同上，⑥p. 827～828参照。

(12) 同上，⑥p. 829～830参照。

しかし，ここでのマルクスの展開は，なお問題を残しているといえるだろう。すなわち，マルクスは，「落流」と「蒸気力」をともに「費用のかからない」（同上，p. 830）ものとするのであるが，そこで落流が「費用のかからない」根拠は，それが「石炭とは違って……価値をもたず，等価物で支払われる必要がな」（同上 p. 830）い点に求められるのであった。そうであるなら逆に，蒸気力は，石炭が価値をもち，「等価物で支払われる必要」がある以上，費用のかかるものとされなければならないだろう。しかし，マルクスは「工場主は石炭には代価を支払うが」（同上，p. 830）蒸気力そのものは「費用はかからない」（同上，p. 830）とするのである。マルクスが自然力の無償性というとき，そこには二つの次元の違う把握が存在するのであるが，マルクス自身は，その次元の違いを明確化していないのである。この点は，別稿において考察したい。

「同じ生産部面のなかのすべての資本が同じ仕方で投下されるということを妨げるものは，それ自体としてはなにもないのである。むしろ反対に，諸資本間の競争はこのような相違をますます平均化していく傾向がある[13]」。

ところが，落流の充用を自然的基礎とする超過利潤の場合はそうではない。

「それは，ある自然力の利用と結びついた，労働のより大きい自然発生的な生産力から生ずる。といっても，この自然力は，たとえば蒸気の弾性のように同じ生産部面のどの資本にも利用できる自然力ではない。つまり，およそ資本がこの部面で投下されるかぎりその充用は自明だというような自然力ではない。そうではなく，落流のように，ただ土地の特殊な部面とその付属物とを自由に利用できる人々だけに利用できる，独占されうる自然力である。……この自然力の占有は，その占有者の手に一つの独占を，資本そのものの生産過程によってはつくりだせない投下資本の高い生産力の一条件を形成する。このように独占することのできるこの自然力は，いつでも土地に付着している。このような自然力は，問題の生産部面の一般的な諸条件には属しないし，また，一般的につくりだすことのできるその生産部面の諸条件には属しないのである[14]」。

そして，マルクスによれば，そうした超過利潤の自然的基礎の差異こそが，その地代への転化を根拠づけるのである。

「このような落流の利用から生ずる超過利潤は……独占ができ独占されてもいる自然力を資本が充用することから生ずるのである。このような事情のもとでは超過利潤は地代に転化する[15]」。

第38章における展開は以上のようなものであった。そこでは，同一の商品の「落流」と「蒸気力」での生産が並存する状態がとりあげられることにより，土地ないしはその付属物として存在する生産条件——土地条件——の，そうした規定性をもたない生産条件——資本条件——に対する特質が考察されているのである。

そして，ここにおいて注目されなければならないことは，資本条件が問題である場合，「同じ生産部面のなかのすべての資本が同じ仕方で投下されるということを妨げるものは，それ自体としてはなにもない」のに対して，土地条件が問題である場合には，「資本そのものの生産過程によってはつくりだせない高い生産力の一条件」が形成されることが指摘されていることである。

そこでは，「ただ自然力を産業に応用する[16]」ことからもたらされる超過利潤は，特別剰余価値にもとづく超過利潤をめざし，負の特別剰余価値にもとづく負の超過利潤からのがれようとする，諸資本の生産条件改良の競争そのものによって消滅される傾向をもち，「それ自体としては少しも一般的利潤率からの偏差を生みだすものではない[17]」のに対し，「土地の特殊な部分とその付属物とを

注(13) K. マルクス『資本論』p. 831.
(14) 同上，⑥p. 832～833.
(15) 同上，⑤p. 833.
(16) 同上，⑤p. 830.
(17) 同上，⑤p. 830.

自由に利用できる人々だけに利用できる，独占されうる自然力」の充用からもたらされる超過利潤は，諸資本の競争によっても消滅される傾向をもたない，固定的なものであることが明確化されているのである。

しかしながら，そのような関係が明確化されているにもかかわらず，第38章での展開は，問題を含んでいるといわなければならないだろう。

すなわち，マルクスは，前掲のように，「一国の工場の大多数は蒸気機関によって運転される」が，それより低い個別的生産価格で生産する「ある少数のものは自然の落流によって運転される」という量的限定をつけた設例を行なっているのであった。たしかに，ここで，特別剰余価値にもとづく超過利潤が問題であるなら，諸資本の生産条件改良の競争における，文字通り例外的な優等条件の存在が必要とされるであろう。そのような超過利潤は，諸資本の生産条件改良の競争の中で，優等条件そのものが平均的・標準的な生産条件化するのに応じて減少・消滅するものだったのである。

しかしながら，すでに大内力・日高普両氏が指摘しているように，土地条件が問題であるがぎり，そのような量的限定は必要ではないのである。[18] 仮に，「蒸気力」によって運転される工場が「少数」であり，それより低い個別的生産価格で生産する「落流」で運転される工場が「大多数」を占めるとしても事態は同様なのである。そこで問題であるのは，優等条件の自然的制限性にもとづく超過利潤であった。[19] そして優等条件の自然的制限性とは，当該の商品に対する社会的需要を，「落流」で運転される工場のみでは満たしえないということにおいて問題となるのであり，「落流」で運転される工場と「蒸気力」で運転される工場の工場数，ないし生産物の量的比率は何ら問題ではないのである。

そこでは，優等条件のもとでの生産が自然的に制限されている以上，優等条件での生産が社会的需要を満しえない限り，需要を満しうるものは，劣等条件の生産圏内への導入のみだったのである。社会的需要を満すためには，その劣等条件で生産する資本の再生産が確保されなければならないのであって，その個別的生産価格が，優等条件と劣等条件の比率がどのようなものであれ，市場生産価格として，市場価格の変動を調整するのである。

この場合，市場生産価格と優等条件の生産物の個別的生産価格の差として与えられる超過利潤は，前述のように，諸資本の競争によっても消滅させることのできないものとして存在するのであり，そのような超過利潤が，諸資本の利潤率を均等化しようとする運動によって，資本外部に排出されざるをえないことが，土地を商品として所有されるものとする根拠となるのである。[20] そして，その

注(18) 大内力『地代と土地所有』東京大学出版会 1958年 p. 23～35. 日高普『地代論研究』p. 4～29参照。

(19) 日高普『地代論研究』p. 18.

(20) 資本制社会において，土地が所有されるということは，単に，それが領有されうるものとして無主物ではありえないという，消極的な意味においてではない。資本が，土地を自己の活動領域として見出すならば，それは超過利潤の自然

ような，超過利潤の資本外部への恒常的な排出，地代の形成こそが，そこでの優等条件のもとにおける無償の自然力そのものを資本にとって要費するものとして現象させるのである。

ここで，資本条件が問題である場合の，特別剰余価値にもとづく超過利潤の経過的性格との対比において，土地条件の差異が問題である場合の，差額地代となる超過利潤の固定的性格を明確化したのは，前述のように，『資本論』におけるマルクス自身であった。しかし，マルクスは，優等条件である「落流」での生産を「少数」のものとし，劣等条件である「蒸気力」での生産を「大多数」のものとする設例によって，その対比を不明確なものとしているのである。(21)

そして，そのことは，単なる設例の適否を越えて，『資本論』において，土地条件が問題である場合の市場生産価格決定の機構の考察そのものの回避をもたらす原因となるのである。単純化のため，「蒸気力」で生産する資本の資本条件が均等化され，その個別的生産価格が115であるとすれば，問題は103.5の個別的生産価格で生産する「落流」で運転される工場の生産が，生産条件の自然的制限性によって社会的需要を充足しえないために，劣等条件である「蒸気力」で運転される工場が生産圏内に導入され，その個別的生産価格115が市場生産価格となるということだったのである。しかし，『資本論』では，諸資本の生産条件改良の競争の中の，特別剰余価値にもとづく超過利潤が問題である場合と同様，「落流」での生産が「例外的に有利な条件」のもとでなされることが強調され，「蒸気力」での生産によって規定される「この部面で支配的な条件の平均水準」によって「市場規制的生産価格」が決定される，とされてしまうのである。そこでは，優等条件が自然的に制限された生産条件としての土地条件が，市場生産価格決定に与える特質は問題とされないのであ

---

的基礎として，商品として所有されざるをえないということだったのである。土地はそれを購入する資金を有する何者によっても所有されうるものとなるのであり，そのようなものとして商品世界に包摂されるのである。

もちろん，ここで，以上のような土地の商品としての所有ということは，差額地代の結果としての土地所有である，既耕地の土地所有——資本家的土地所有——についてのみいいうることであった。未耕地の土地所有が，絶対地代をもたらすような土地所有であるためには，賃労働者とも，資本家とも異なる第三者としての土地所有者によって所有されなければならないのであるが，そのような事情は，土地がそれを購入する資金を有する何者によっても商品として所有されうるものとなることを明らかにする論理によって論証しうるものではなく，歴史的事実によってのみ，すなわち，資本の本源的蓄積過程によって規定されるものとしてのみ与えられるのである。（資本の運動が土地所有を資本の外部につくりだすといっても，そこでは資本と土地所有は，人格的に同一であると積極的にいえないのと全く同様，人格的に別のものであるとも積極的にはいえないのである。この点は別稿において検討したい。）

したがって，資本制社会における土地所有は，二重の性格を有するものとして把えることができるだろう。すなわち，資本の本源的蓄積過程によって生みだされるものとしての——完成された資本制社会においては，未耕地の土地所有に純粋に具現される —— 絶対地代をもたらす土地所有と，資本の運動法則そのものによって生みだされるものとしての——既耕地の土地所有に具現される——差額地代のもたらす土地所有という二重の性格である。

そして，その二重の性格の関連が，資本が，前者を自己の活動領域として包摂することによって，それを自己に適合した所有形態，土地の商品としての所有形態である後者として措定していく点に求められるのである。この点，拙稿『地代の正常な形態について』『三田学会雑誌』72巻2号 p. 133～135，および，そこで引用された文献を参照。

注(21) このような点からするなら，飯田繁氏に代表されるように，土地条件が問題である場合も，「例外的生産条件をもってなされる労働は『強められた労働』として『より大きな価値』を作りだす」（飯田繁『社会的労働の理論と差額地代』p. 53）との理解にたって，「われわれは差額地代と余剰利潤一般との差異性を認識しなければならないが，その差異性はあくまでもそれらの同一性の上に存在するものであることを忘れてはならない」（同上，p. 18）とすることの問題性の一端は明らかであろう。

る。

そして，その点は，第39章「差額地代の第一形態」においても同様である。そこでも，市場価格を調整するものが「最劣等地では生産費に等しい。すなわち資本・プラス・平均利潤に等しい」[22]ものとして予め「想定」[23]されてしまうのである。日高普氏が指摘するように，『資本論』では「需要のある大きさのもとではどの個別的生産価格が市場価格を調整する一般的生産価格となるかという差額地代論の中心問題」[24]が，考察されえないような展開となっているのである。

土地条件が問題である場合，優等条件と劣等条件の比率がどのようなものであれ，優等条件での供給の増大が自然的に制限され，それによって当該の商品の社会的需要を充足しえない限り，それを充足するのに必要なかぎりでの最劣等条件の生産物の個別的生産価格が市場生産価格を規定するのであり，そのような事情は，当該の商品を生産するために，土地条件の生産における充用が不可欠であろうとなかろうと同様だったのである。そこでは，土地条件の生産における充用が不可欠でない場合には，優等条件で生産する資本の超過利潤は差額地代の一般的形態として現われ，不可欠である場合には，差額地代第一形態として現われるのである。いずれの場合にも，需要の増減に応じて供給を調整するものは，劣等条件の資本なのであり，その個別的生産価格は，そこでの供給調整が可能な範囲――その範囲そのものは，前者の場合，それ自身土地条件を充用しないものとして限界性をもたないのに対し，後者の場合，需要の変動速度を所与としても，劣等地の余地という，自然的に与えられる条件にかかっているのだから，一定の不確定な限界をもつものであるとはいえ――において「市場価格の変動の中心」[25]たりうるものとして市場調整力をもつのである。

（2）

土地条件の生産における充用が問題である場合の，市場生産価格決定の機構の一般的特質に関しては，以上のようにいうことができるだろう。

そして，その場合，差額地代の一般的形態に対し，本来の土地生産における差額地代第一形態を特質づける問題としては，社会全体の資本蓄積の進展による，土地生産物に対する需要の増大傾向に対応するものとしての生産圏の拡大が，論理的なものとしての下向序列において取り上げられるということがあげられるのである。[26]

---

注(22) K. マルクス『資本論』⑤p. 841.

(23) 同上，⑤p. 841.

(24) 日高普『地代論研究』p. 82.

(25) K. マルクス『資本論』④p. 229.

(26) 『資本論』におけるように，耕作における上向序列と下向序列を同等の意義をもつものとすることはできない。現実の耕作序列がどのようなものであれ，そこでは，優等条件での生産が自然的に制限されるから，劣等条件が生産に導入されるという事情は不変なのである。K. マルクス『資本論』⑤p. 842～846。大内力『地代と土地所有』p. 50～73. 日高普『地代論研究』p. 51～81参照。

たしかに，ここで，土地条件の差異が問題である場合，最劣等条件の生産物の個別的生産価格は，抽象的には，日高普氏の指摘するように「需要増大への適応と減少への適応と，この二つの作用によって動揺する市場価格は常にその個別的生産価格にひきつけられる。こうして初めてその個別的生産価格が一般的生産価格になるといえる」[27]のであった。しかしながら，地代論においては，需要の増大傾向と減少傾向とは，けっして等しい意味をもっているのではない。

資本条件が問題である場合，需要の側に先行した変動がない条件のもとにおいても，諸資本の生産条件改良の競争を通して，生産諸力の増大がもたらされるのであった。そうした運動が，土地条件の生産における充用に対してもたらす問題としての需要の増大傾向こそが，資本条件との対比をなすものとして，地代論の前提におかれるのである。

土地条件そのものは，諸資本の競争によっても均等化される傾向をもたず，より劣等な生産条件の生産圏内への導入とその生産圏外への排除とは，需要の増大・減少に受動的に対応するものとしてなされるのであった。そして，そのような生産圏の拡大と縮小の中で，土地生産物への需要の増大傾向のもとにおける生産圏の拡大が差額地代第一形態論の対象として取り上げられるのである。差額地代から絶対地代へと展開される地代論は，純粋に論理的にも需要の増大傾向にともなう生産圏の拡大を前提としなければ展開しえないのであるが，そこでそうした前提をおくということは，単なる恣意的な抽象ではなかったのである。

さらに，この場合，需要の増大傾向のもとでの生産圏の拡大とは，リカードの地代論にも明確なように，「人口が増大して，品質が劣るか，或いは位置の比較的便利ならざる土地が耕作に召集される」[28]といった「社会の発達上」[29]の視野，社会全体の資本蓄積の進展が問題となる視野における需要の増大傾向への対応の問題だったのであり，景気循環等の市場価格の上昇・下落をもたらす需要の変動への対応の問題ではなかったのである[33]。ここで，そうした市場価格の上昇・下落をもたらすような需要の増大・減少を問題とするなら，それは生産に先行して決定される契約地代の決定の問題であると思われる。

---

注(27) 日高普『地代論研究』p. 92.

(28) D. リカード『経済学及び課税の原理』小泉信三訳　岩波文庫　1952年　(上) p. 59.

(29) 同上，(上) p. 59.

(30) この点が明確化されないことが，宮下柾次氏のように，生産圏の拡大・縮小および地代額の変動を，景気循環と関連して展開する方法として現われるのである。

宮下氏によれば，恐慌・不況局面では「農産物価格の低落傾向のために劣等地の耕作圏外への放逐がなされている。生産の収縮と農産物価格の低下のために地代に転形される農業超過利潤は減少している」。(宮下柾次『費本主義と農業恐慌』法政大学出版会　1972年　p. 72) これに対して，「都市産業の好況化が消費需要の増大を通して農産物価格を上昇させはじめると，農業もまた外的拡大の過程に入る」。(同上，p. 73)「いまや耕地が拡張される。このことは優等地への追加投資による増産が農産物需要の増大に立ち遅れ，農産物価格の上昇によって耕地が劣等地に向って拡張されはじめたことを意味する」。(同上，p. 74)「他面，こうして最劣等地の下限がおし下げられるかぎり，耕地の拡張はDr Ⅰと絶対地代……の増進とともに進むから農産物価格の上昇を伴なわなければならない」。(同上，p. 74。なおDr Ⅰとは差額地代第一形態)。

生産が続行されるためには，一定期間をとったとき，借地資本家が平均利潤を獲得しなければならないのであるが，生産に先行してそのような条件を満す契約地代額を決定するためには，市場価格の上昇・下落の過程を通じて，それをその中位的な水準におき，借地資本家の市場価格条件による有利性と不利性を相殺しなければならないのである。

地代論における地代額の決定とは，そのような形での調整を抽象化したものとして，景気循環等による市場価格の上昇・下落の変動を捨象した上での問題なのであり，そこにおける地代額の変動とは，そのような捨象の上でなお存在する超過利潤の変動の問題だったのである。すなわち，最劣等地における生産の拡大，より劣等な土地の生産圏内への導入・生産圏の拡大とは――もちろん，景気循環等による錯誤投資あるいは投機的投資による生産の拡大・縮小の存在は否定できないにせよ――社会全体の資本蓄積の進展，穀物地地代が問題である場合には，リカードの指摘するように，それにともなう人口の増大といった事態が問題となる視野での，土地生産物への需要の増大を反映した変動として存在するのである。(31)

差額地代第一形態論で問題とされるのは，景気循環等による変動そのものではなく，そうした変動の捨象の上での問題だったのである。(32)

## (三) 差額地代の源泉

### (1)

以上のように，資本条件の不均等が，諸資本の生産条件改良の競争の一環として存在し，諸資本の生産条件改良の競争によって均等化される傾向をもつのに対し，土地条件の不均等は，諸資本の競争によっても均等化される傾向をもたなかった。そのような事情に規定されて，土地条件が問題である場合，優等条件で生産する資本の生産諸力は，諸資本の競争によっても達しえないものとなるのである。そこでは，大内力氏が指摘するように「資本の競争は一定の制限をうけているのであり，対等な条件のもとにおける競争はありえない」(33)のである。

地代論とは，資本の自由になしえない生産条件の自然的制限性のもたらす問題としてあるのであり，差額地代論においてはその競争の制限・独占は，優等条件の自然的独占として現われるのであ

注(31) なお，この問題については，K. マルクス『資本論』⑤ p. 831～851における耕作序列に関する展開の視野等が示唆を与えている。

(32) 歴史的事実としては，農業を問題とするなら，19世紀中葉のイギリスでは，その生産期間の長さが，恐慌の短期性のもとで，その動向を景気循環から相対的に独自のものとしていた。ここで景気循環と土地生産の関連とは，そうした歴史的具体性を捨象してのことである。

(33) 大内力『地代と土地所有』p. 39. しかし，大内氏自身は「市場価値法則の偏倚とこのような競争の偏倚とは，明らかに別のことである」（同上，p. 39）として，後述のような「市場価値法則」の問題に焦点をあてる。

る。[34]

そして，問題がそのようなものとしてある以上，差額地代の源泉が「消費者として見た社会」—単なる消費者一般ではなく，労働者の消費を一定とすれば，生産条件ないし，労働力再生産素材の価格の問題を通した社会全体の資本家——から，土地所有者に対する，社会全体で形成された剰余価値の分配をふくみうることは明らかであろう。

前述の差額地代の一般的形態の例解において，「蒸気力」で生産する資本が存在しないならば，「落流」で生産する資本の供給増大能力が自然的に制限されている以上，当該の商品の市場価格は，「ただ買い手の購買欲と支払能力だけによって規定」[35]されるものとして，完全な自然的独占価格となるのである。そこでは，需要の増大傾向を前提とすれば，市場価格の上限を画しうるものは，それ自身として何もないのであり，そこにおける超過利潤は，本来の独占地代となるのである。

この場合，自然的独占価格が形成され，本来の独占地代が存在するとき，その超過利潤の源泉が，当該部門で形成された剰余価値に限定されえないことは明らかである。そして，その点は，地代形態が差額地代として現われても不変である。ここで，「蒸気力」で生産する資本は，それが存在しないならば完全なものとなる自然的独占を，優等条件での生産の独占に制限し，社会全体で形成された剰余価値の分配を量的に一定の限度内におくものであるとはいえ，その源泉を本質的に変化させる必然性は何もないのである。

以上のような事情は差額地代の第一形態に関しても同様である。今，優等地による個別的生産価格 $a$ での供給増大が限界に達し，需要の増大傾向のもとで，市場価格が $a$ から上昇したとしてみよう。この場合，優等地での追加投資の余地も，より劣等な土地の生産圏内への導入の余地もなければ，資本相互の商品の供給者としての競争は完全に消失し，市場価格は完全な自然的独占価格となり，そこにおける超過利潤は，本来の独占地代となるのである。

これに対して，当該の商品の追加供給が，劣等地の生産圏内への導入によって，個別的生産価格 $a+D_r$ で可能であるなら，需要の増大傾向のもとで，市場価格が $a$ と $a+D_r$ の間にあるとき，それは「ただ買い手の購買欲と支払能力だけによって規定」されるものとしてあるとはいえ，$a+D_r$ でその上限を画されるものとして，完全な自然的独占価格とはなりえないのであり，優等地で生産する資本の超過利潤は過渡的差額地代となるのである。そして，市場価格が $a+D_r$ をこえたとき，劣等地が生産圏内に導入され，市場価格はその個別的生産価格によって調整されるものとなり，優等条件で生産する資本の超過利潤 $D_r$ は差額地代第一形態となるのである。[36]

ここでも，劣等地における生産は，それが存在しないならば完全なものとなる優等地の生産の自

注(34) 日高普『地代論研究』p. 386～390 参照。
(35) K. マルクス『資本論』⑥ p. 994.
(36) 日高普『地代論研究』p. 94～99. p. 386～390 参照。なお，現実の耕作序列が上向序列として現われても，優等地での生産が限界づけられるから劣等地が導入されるという事情にかわりはない。注 (26) の文献参照。

然的独占を，優等地における特定の個別的生産価格による生産の独占に制限し，社会全体で形成された剰余価値の分配を量的に一定の限度内におくものとして存在するのであった。

もちろん，以上において，差額地代が存在する場合には，市場価格が市場生産価格によって調整されることにおいて貫徹されているのに対し，独占地代が存在する場合には，生産価格は市場価格の上限の決定に何の作用も与えないのであり，その領域においては価値法則は貫徹しているとはいえないのである。[37] しかしながら，そのような事情は，両者における超過利潤の源泉の本質的差異を示すものではないのである。差額地代および絶対地代と独占地代の源泉に本質的差異を求める見解は，土地生産物の「価値」――後述するいわゆる「市場価値」――が市場生産価格を上回り，それが「価値」通り――あるいは「価値」以下――に売られることが価値法則の貫徹を示すものであり，絶対地代の上限は「価値」によって画され，独占地代は「価値」以上の市場価格を前提とするという『資本論』におけるマルクスの見解と関連するものであった。そして，そのような見解は，前稿で検討したように，それ自身問題を含んでいるといわなければならなかったのである。[38]

差額地代，絶対地代，独占地代を通じて，その源泉が社会全体で形成された剰余価値の分配をふくみうるということが，それらを地代範疇において統一的にとらえることを可能とするのである。そして，そうした事情は，差額地代において，生産に充用される無償の自然力の大きさの問題――本来の土地生産においては豊度として現われる――とともに位置の問題をも処理しうる根拠となるのである。

豊度と位置とそれぞれの差異を自然的基礎とする超過利潤がすべて地代として表現されるのは，各土地について，豊度と位置のいずれか一方にのみ差異があり，他方は等しい場合と，双方の等級が一致する場合のみであって，各土地の豊度における等級と位置における等級が一致しない場合，豊度における等級と位置における等級は相互に打消しあって，その全ては地代として表現されないのである。差額地代において，豊度と位置は統一的に処理されるのである。そして，ここで，位置における優等条件を自然的基礎とする超過利潤の源泉が，社会全体で形成された剰余価値の分配をふくみうることは明らかである。豊度における優等条件を自然的基礎とする超過利潤が，同じく社会全体で形成された剰余価値の分配をふくみうるものであるということが，その両者を差額地代として統一的に処理しうることの根拠となるのである。[39]

差額地代は，生産に充用される自然力の大いさを基礎とした超過利潤としてのみではなく，市場への商品の輸送費の差異を基礎とした超過利潤をも統一したものとして，優等条件の自然的独占を

---

注(37) 拙稿『地代の正常な形態について』p. 135～138参照。

(38) 同上，p. 129～130 参照。

(39) ここで，注（21）であげた「生産説」の問題性はもはや明らかであろう。そうした見解は，差額地代が，優等条件での生産の自然的独占に根拠をおくものであることを見失しなっているのであり，また，そのような見解では，位置の差額地代の源泉と，豊度の差額地代の源泉との関連を明らかにすることはできないのである。

基礎とした超過利潤として存在するのである。

（2）

このように考えてくるなら，差額地代の源泉の問題を「土地生産物が従わされる市場価値の法則」との関連において考察する『資本論』および従来の見解の問題性は明らかであろう。

土地条件が問題である場合，最劣等条件の生産物の個別的生産価格によって市場生産価格が規定されるという関係は価値の次元において，「市場価値法則」の「貫徹」あるいは「偏倚」の問題として考察されてきた。すなわち，土地条件が問題である場合，「市場価値が最劣等地の生産物の個別的価値によってきまるということが，はたして市場価値法則の偏倚であろうか」[40]あるいは「市場価値法則がそのまま自己を貫徹したというべき」[41]であるのかという形で問題が設定されてきたのである。

だが，本来，生産価格の次元で展開されるべき地代論で，価値法則の貫徹如何を問題とするなら，それは，価値の具体的存在形態である生産価格が，土地生産物の市場価格の決定にいかなる作用を与えるのかという視点から問題とされなければならないだろう。そして，そのような視点からするなら，差額地代が問題である場合には，市場価格が文字通り市場生産価格によって調整されることにおいて，価値法則の貫徹を示すのである。

しかしながら，そこでは，生産条件の自然的制限性にもとづく競争の制限は——その競争の制限をもたらすものが「資本」そのもの，ないし「土地所有」の人為的な独占ではないということが，市場価格の市場生産価格からの人為的な引上げを許さないものとして，価値法則の貫徹を保証するものの——市場生産価格を規定するものを，最劣等条件の生産物の個別的生産価格とすることにおいて，その貫徹に形態的特質を与えるのである。差額地代とは，前述のように優等条件の自然的独占の問題としてあったのである。

そして，そのような事情が，土地条件が問題である場合，市場生産価格水準の根底に，市場価値水準（＝社会的価値水準）を求めえないことの根拠となるのである。

市場生産価格水準の根底に——資本の有機的構成と回転期間の問題を捨象して——市場価値水準（＝社会的価値水準）を求めうるとするならば，それが「文字通り社会的価値ないし市場価値として規定されたものである」[42]以上，大内力氏が指摘するように，「『虚偽の社会的価値』も……本質においては市場価値であり，したがって超過利潤の発生の機構からいえば，いっぱんの商品における個

注(40) 大内力『地代と土地所有』p. 38.

(41) 同上，p. 38. なお，「貫徹」論の典型的主張者として大内氏自身を，「偏倚」論の典型的な主張者として，土地生産において「価値法則は……必然的なる偏倚を受けざるを得ない」（向坂逸郎『地代論研究』p. 46）とする向坂氏をあげることができる。

(42) 大内力『地代と土地所有』p. 42.

別的価値と市場価値の差と，本質的な差はないといっていい[43]」ということにもなるであろう。

土地生産物の「市場価値」が，最劣等地の生産物の個別的価値で規定されるなら，その「市場価値」での実現は，何ら社会全体で形成された剰余価値の分配にかかわるものではありえないのである。これに対して土地生産物が，最劣等地の生産物の個別的価値水準で実現されることが，社会全体で形成された剰余価値の分配にかかわるものであるなら，本来，最劣等地の生産物の個別的価値は，市場価値を規定するものではないのである。土地条件が問題である場合，最劣等条件の生産物の個別的生産価格で規定される，市場生産価格水準の根底に，市場価値水準（＝社会的価値水準）を求めるという見解と，差額地代の源泉を社会全体で形成された剰余価値に求める見解とは，相互に他を排除する命題という関係にあるのである。いわゆる「流通説」は，最劣等条件の生産物の個別的価値によって，市場価値が規定されるとする限り一つの難点に帰着せざるをえないのである。

しかしながら，本来，価値概念は，諸資本の十全な競争の中における市場価格の運動を規制する生産価格の根底に抽象されたものであった。もちろん，そうした競争は，土地生産においても，そこでの資本条件としての生産条件の均等化傾向としては十全に貫かれているのである。土地条件の不均等とは，そのような均等化の上でなお残される問題として存在するのであり，そこでは，諸資本の利潤率を均等化しようとする競争は，超過利潤を資本外部に排出することにおいてのみ貫かれるのであり，超過利潤そのものを減少・消滅させるものとしては貫かれないのである。そこにおける，最劣等条件の生産物の個別的生産価格で規定される市場生産価格は，特定の個別的生産価格での生産の自然的独占，優等条件での生産の自然的独占に根拠をおくものとして，その根底に市場価値水準（＝社会的価値水準）を求めることはできないのである[44]。

最劣等条件の生産物の個別的生産価格で規定される，土地条件が問題である場合の市場生産価格水準の根底に，市場価値水準（＝社会的価値水準）を求めようとする見解は，『資本論』におけるマルクスの見解に依拠するものであった。しかしながら，そのようなマルクスの見解そのものは，生産価格の次元において展開されるべき地代論においてなお，土地生産物が「価値」（「市場価値」）通り――ないし「価値」以下――に売られることが，そこにおける価値法則の貫徹を示し，当該生産部門で形成された剰余価値を源泉とする地代形態が地代の正常な形態を示すという，マルクスの地代論を貫く問題性の一表現だったのである。

---

注(43) 同上，p. 46～47.

(44) 向坂氏自身が指摘するように「マルクス的方法においては，先ず資本主義社会の基本的関係をとってきて，ここにおける機構を明らかにする。すなわち，ここでは資本主義の基本関係が何らの拘束を受けずに機能する」（向坂逸郎『地代論研究』p. 25）のであり，「進んで対差地代を論ずるに際しては，……完全なる自由競争が，土地の制限的性質のために一定の制限を受ける」（同上，p. 25）のである。日高普『強められた労働の問題』（二）法政大学『経済志林』22巻4号所収，p. 60～63参照。「独占されうる自然力を利用する生産では，（生産諸条件の設定が資本の自由になしうるという――引用者）資本の合理性をもととした社会的価値の理論が通用しない。個別的価値の方が『真実の価値』となるのである。」（同上，p. 62）

## (四) 結 論

差額地代の源泉は，当該部門で形成された剰余価値に限定されえないという意味で，一般的に表現するなら，社会全体で形成された剰余価値に求められるのであり，そのような事情は，差額地代の各形態を通じて同様なのであった。

こうした結論の意義は，本来の土地生産において，土地条件の生産における充用のもたらす意味を明らかにする差額地代第一形態論においてより明確となるであろう。

それ自身としての生産条件の中に，優等条件が自然的に制限された生産条件を含まない生産部門においては，そうした土地条件の生産における充用の問題は，各個別資本の個別的生産価格に差異をもたらす要因としては現われない。それは，ただ，各個別資本が土地生産部門から購入する，生産条件の価格ないし労働力の価格という形で，共通の与件として現われるのである。

しかしながら，本来の土地生産における，土地条件の生産における充用，人間と土地自然そのものとの物質代謝は，人間労働の根源的性格に根拠をおくものとして，全社会的な，資本全体を制約するものとしてあるのである。そうした，人間と客体的自然との物質代謝の過程において本源的な位置を占める，人間と土地自然そのものとの物質代謝の過程がもたらす，資本全体に対する制約こそが，超過利潤・地代の恒常的な排出に内在された，土地生産物の価格の問題を通した，社会全体で形成された剰余価値の分配の問題として表現されるのである。

本稿の冒頭に引用した，『資本論』における「消費者として見た社会が土地生産物のために過多に支払うもの」が「社会の一部分にとっての，土地所有者にとってのプラスをなす」という指摘は，そうした事情を表現したものであろう。しかしながら，『資本論』においては，そうした指摘が，土地生産における「市場価値の法則」との関連において取り上げられることが問題を残すところとなっていたのである。(45)

(経済学部助手)

注(45) 本稿では，マルクスの「無償の自然力」論，土地所有の論証の問題等，本来，課題との関連において検討されるべきでありながら，十分な検討がなされなかった論点がある。それらの論点については別稿において検討し，本稿の不十分さをいささかなりとも補なっていきたいと考える。